

「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入 及び実施のためのガイドライン」の改訂について

情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施に関して、厚生労働省では、平成16年3月に、「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を策定しておりましたが、在宅勤務の普及に伴い、その記載内容に関しさらなる詳細な解釈が各方面より求められていること、また、テレワーク普及促進に係る目標を掲げた「テレワーク人口倍増アクションプラン」（平成19年5月29日テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定）や「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成19年12月18日ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定）などが策定されたことを受けて、在宅勤務を含むテレワークの普及促進に関する政府全体での取組が強化され、今後さらにテレワーク人口が増加することが見込まれることなどから、「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」の改訂を行いました。

在宅勤務制度の導入をご検討されている事業主の皆様、或いは、既に在宅勤務制度を導入されている事業主の皆様には、このガイドラインを十分ご理解いただき、適切な労務管理に努めていただきますようお願いいたします。

◎ リーフレット

「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」

（青字のアドレス↓をクリックしてください）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/dl/pamphlet.pdf>

（担当部署：佐賀労働局 労働基準部 監督課）